

# サービス統計・企業統計部会 第 19 回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

# 第 19 回サービス統計・企業統計部会

## 議事次第

日 時：平成 22 年 10 月 25 日（月）15:28～17:42

場 所：総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室

1．開 会

2．議 事

経済構造統計の指定の変更及び経済センサス 活動調査の実施並びに工業統計調査、  
商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について

3．閉 会

首藤部会長 それでは、皆様おそろいになりましたので、少し時間は早いですけれども、ただいまから「第19回サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

私は本部会の部会長を務めます首藤でございます。よろしくお願いいたします。

今回の部会では、10月22日の第39回統計委員会において総務大臣から諮問された諮問第29号「経済構造統計の指定の変更及び経済センサス 活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」の審議を行います。

今回審議に御参加いただく委員及び専門委員につきまして、本日配布資料の参考2に部会委員等名簿が配布されております。

本日は本件に関しまして第1回目の部会ということですので、委員、専門委員、そして審議協力者として御参加いただく各府省、都道府県、調査実施者、事務局の順で簡単に自己紹介、ごあいさつをお願いします。

本日御出席いただいている方の一覧は、配布資料の参考3として配布してございます。

それでは、委員の方から順番にお願いいたします。

廣松部会長代理 情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。よろしくお願いいたします。

今回、経済センサス 活動調査に関する諮問がかかり、この部会で審議をすることになりましたが、さかのぼれば96年、新中長期構想のときに指摘されてから25年近くが経ち、そして具体的枠組みを議論し始めてから7年ぐらい経つ、永年の課題でした。やっとそれがこういう形で実現にこぎつけつつあるということに関して、大変感慨深いものがあります。

とはいつつ、この部会に関しては、前回の小売物価統計の審議が終わった途端、また新しい諮問が降ってくるという、大変負担が大きい部会です。首藤部会長は大変御苦労なさっていると思います。私も及ばずながら、部会長をサポートしながら、この審議が円滑に進むよう努力をしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

首藤部会長 佐々木委員は、所用のため本日は欠席ですので、専門委員からお願いします。

近藤専門委員 三菱重工を退職しまして、子会社の菱重エスレートにいます近藤と申します。

三菱重工のときは、経済動向の調査とか社内の経営資料の取りまとめを行っていきまして、それをもとに経済産業省とか経済企画庁などにいろいろ統計を出していました。そういう

ことで統計絡みの業務をずっとやっておりましたので、そういった経験がこれからの部会の議論にお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします

西郷専門委員 早稲田大学の西郷と申します。私は短くあいさつをというのがモットーにしておりますので、これで失礼いたします。

菅専門委員 東京国際大学の菅と申します。私も最初にこの経済センサスのお話を聞いたのはかなり昔のことで、今思い出すと本当にそのようなものができるのかと、非常に疑っておりましたが、今日こういう資料を見ますと、本当に感慨深いというか、ついにここまで来たかという感動といろいろなものがないまぜになっております。よろしくお願いいたします。

野辺地専門委員 太陽 A S G 監査法人会計士の野辺地でございます。企業サイドの実務的な面でお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

首藤部会長 それでは審議協力者の方、よろしくお願いいたします。

田中総務省統計調査官 総務省統計局の田中です。よろしくお願いいたします。

細谷財務省調査統計官 財務省の大臣官房総合政策課、細谷と申します。よろしくお願いいたします。

上田文部科学省調査企画課課長補佐 文部科学省調査企画課の上田と申します。よろしくお願いいたします。

秋山厚生労働省賃金福祉統計課課長補佐 厚生労働省の秋山です。よろしくお願いいたします。

有光農林水産省経営・構造統計課調整第1係長 農林水産省統計企画の有光と申します。よろしくお願いいたします。

上野経済産業省統計企画室長 経済産業省の上野と申します。よろしくお願いいたします。

稲本国土交通省情報安全・調査課課長補佐 国土交通省の稲本と申します。よろしくお願いいたします。

石田日本銀行統計整備グループ企画役 日本銀行調査統計局の石田です。よろしくお願いいたします。

大野東京都産業統計課長 東京都の大野でございます。実査に直接携わる立場としまして、実施可能な調査体制という観点から意見を申し上げていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

大橋大阪府統計課参事 大阪府統計課の大橋でございます。同じく実施を担当いたしま

す。少し不安を覚えながら、平成 24 年調査の審議に参加していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

首藤部会長 それでは、調査実施者の方。

岩佐総務省経済基本構造統計課長 総務省統計局の岩佐と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

江刺総務省平成 24 年経済センサス準備室長 統計局平成 24 年経済センサス準備室の江刺でございます。よろしくお願ひいたします。

今井経済産業省産業統計室長 経済産業省調査統計部の今井でございます。よろしくお願ひいたします。

佐々木総務省平成 24 年経済センサス準備室統括統計官 統計局平成 24 年経済センサス準備室の佐々木でございます。よろしくお願ひします。

杉山内閣府統計員会担当室参事官 統計委員会担当室参事官の杉山と申します。よろしくお願ひいたします。

坂井総務省国際統計企画官 同じく事務局を担当しております政策統括官付、坂井でございます。よろしくお願ひいたします。

宮内総務省副統計審査官 政策統括官付の宮内です。よろしくお願ひいたします。

伊手総務省統計審査官付 政策統括官付の伊手と申します。よろしくお願ひします。

首藤部会長 ありがとうございます。また、本部会では、廣松委員が部会長代理となっております。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず部会審議の方法につきまして、皆様の御了解を得ておきたいと思ひます。

御承知かと思ひますが、統計調査の実施の根拠法である統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められております。総務省政策統括官室がその基準に則して事前審査をした結果、席上配布しております「経済構造統計の変更及び経済センサス 活動調査の実施に係る審査メモ」として示されております。この審査メモに従って審議を行ってきたいと思ひます。御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに本日の配付資料及び今後の審査スケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願ひいたします。

宮内総務省副統計審査官 初めに、本日の配布資料は議事次第にありますとおり、資料 1 ～ 資料 3、更に参考資料といたしまして参考 1 ～ 参考 4 までをお配りしておりますので、御確認をお願ひします。

審議スケジュールにつきましては、参考4をご覧くださいと思います。本日を含め4回ないしは6回の部会審議を予定しております。

まず、1回目の本日は、事務局が諮問の概要の説明をいたしまして、その次に調査実施者が実施計画案を説明いたします。その後、事務局が審査メモの説明をいたしまして、審査メモに即した審議を行う予定としております。

2回目は11月8日に行う予定です。そこでは1回目の部会で委員から出されました御意見、御質問のうち、今回回答できなかった分については、次回に御説明させていただく予定としております。その後は審査メモに即して審議をしていただく予定としております。次回は、通常は2時間ですが、この日だけは4時間を予定しております。

3回目は11月の12日に実施の予定であります。ここも審査メモに即して審議をする予定であります。

4回目は12月6日、この日に答申案についての御審議をしていただく予定としております。

そのほかに11月25日、12月10日について予備日としております。11月25日につきましては、3回目の部会において審議が終了しない場合に、追加で開催の予定としております。12月10日につきましては、4回目の部会で答申案の最終的な審議がまとまらない場合には、追加して開催する予定としております。

以上の部会審議を経た後で、12月17日に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りし、答申をいただきたいと考えております。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。

諮問の概要につきまして、事務局の坂井国際統計企画官から御説明をお願いいたします。

坂井総務省国際統計企画官 それでは、諮問の概要について御説明する前に、まず最初に本部会におきまして、経済構造統計、いわゆる経済センサスについて、どのような検討経緯をとってきたかということについて、おさらいという観点で、口頭で御説明をさせていただきますと思います。

先ほど廣松委員もおっしゃったとおり、経済構造統計については、さかのぼること平成16年、ここから検討を開始しております。その背景といたしましては、1つには大規模統計調査が実施されながらも、非常に輻湊しておりまして、調査客体の負担が大きいという問題。それから、肝心要の諸統計の整備、精度を向上させるという観点から見た場合に、

政府の政策決定に必要な名簿情報というのがきちんと整理されていないし、経理事項もきちんと把握されていなかったという状況がございました。

そういう背景がございまして、平成 16 年から検討開始し、平成 18 年 3 月に政府として合意のもとに経済センサスの枠組みを策定したわけです。しかしながら、御案内のとおり、平成 19 年に内閣府から S N A の精度向上に資するという観点から見たときに、当初予定されておりました 23 年 7 月の実施時期に非常に問題があるという意見が、出されました。

当該要請を踏まえまして、政府で検討したところ、なかなか難しい事態に至ったわけなのですが、統計委員会、当時の竹内委員長から、基本的に経済センサスのあり方、この枠組みの実施時期については、見直すようにという要請を受けております。

当時の統計委員会、21 年 3 月 9 日時点で要請事項をまとめてみますと、関連する工業統計調査を所管する経済産業省ですが、平成 22 年 12 月に工業統計調査また同等の調査を実施することにつきまして検討してほしい。2 点目ですが、平成 22 年 12 月に工業統計調査を実施するという事は、すなわち枠組みで取りまとめました経済センサスの全体に影響することになる。したがって、経済センサスのあり方及び平成 23 年の検討の方向性について、検討した上できちんと報告してほしいということでした。

これを踏まえまして、政府は当然のことながら、実査を担当される全都道府県、全政令市による検討会議、これを合わせて計 8 回開催させていただいております。その結果を踏まえまして、各府省統計主幹部局長等会議というものを開催いたしまして、一定の方向性、いわゆる経済センサスの修正案を確定したわけです。

そのときの調査の実施の方向性ですけれども、本来実施することが予定されていなかった平成 22 年工業統計調査を実施しますということ。それから、製造業を含む経済センサス活動調査を、平成 24 年 2 月に実施しますということです。併せて 24 年工業統計調査については、24 年末に実施するという方向性についても定められました。

関連して、調査の実施方法についても、24 年 2 月という積雪期になりますので、調査客体の負担軽減と併せまして、統計調査員の負担軽減についても、地方公共団体とよく話し合うようにということで、1 つの方向性を得ています。

なお、関連しまして、経済センサス活動調査は、平成 23 年暦年を調査対象期間とすることになりますので、産業連関表及び指数等についても修正するという事態に至っております。

参考情報としては、以上です。いずれにしましても、平成 16 年から先ほど廣松委員がお

っしゃったとおり、足掛け7年という大事業ですので、本部会におきましてきちんと学識経験者の皆様に御審議いただければと思っております。

それでは、諮問の概要に入らせていただきます。諮問の概要につきましては、資料1の2ページ目をごらんいただきたいと思います。 に書いていますけれども、経済構造の指定の変更が1つございます。経済構造統計につきましては、すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を、全国的及び地域別に明らかにすることを目的にしています。この経済構造統計を支える統計調査といたしましては、従来、総務大臣が実施しておりました経済センサス 基礎調査だけでした。しかし、今回、基礎調査に加えて、経済センサス 活動調査を、総務大臣と経済産業大臣が共管で実施することになりますので、経済構造統計の作成者については、総務大臣単独から、総務大臣及び経済産業大臣という共管調査の形に変更させていただくものです。

なお、前回の諮問との関係を若干御説明いたしますと、5ページをごらんいただきたいと思います。5ページに、平成20年度諮問事項と今回の諮問事項の関係を整理しています。重ねて申し上げますと、平成20年諮問時というのは、経済センサス 基礎調査だけでして、これによってつくられる統計が経済構造統計という形で指定させていただいております。ただし、平成18年3月の枠組みにおきまして、経済構造統計は、経済センサス 基礎調査と経済センサス 活動調査でつくられるということ、政府内合意しておりましたので、そういう意味で実態は伴いませんが、この2つ目の空席という形にさせていただいた上で、諮問させていただいて答申をいただいております。

今回ですが、平成22年度諮問事項につきましては、経済センサス 活動調査が両省検討の上、調査計画案が固まりましたので、これをもって経済構造統計という目的が完成されるという関係になっています。

経済構造統計の指定の変更については、以上です。

引き続き、文章ではなくポンチ絵で簡単に御説明いたします。経済センサス 活動調査の承認につきましては、調査の目的といたしましては、経済構造統計をつくるということに尽きるものです。

調査の概要のうち、調査期日は、先ほど申しましたように、本来的には平成23年7月だったものが、平成24年2月1日に変更したものです。なお、調査の概要の詳細につきましては、後ほど調査実施者から詳細に説明がございますので、ここではここまでと省略させていただきたいと思います。



続きまして、～の部分について御説明します。まず、資料の8ページをごらんいただきたいのですが、参考という形でつけていますが、経済センサス活動調査を実施するに当たりまして、当初の実態である大規模統計調査の輻湊という事態を回避するために、調査を廃止するものと活動調査の実施に伴い中止するという、2つのカテゴリーで整理させていただいております。

調査を廃止するものとしては、上の四角の部分ですが、事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査（簡易調査）、それから本邦鉱業のすう勢調査。これらはいずれも調査自体が廃止されます。

一方、活動調査の実施に伴い、工業統計調査と特定サービス産業実態調査が中止されるということです。これは23年調査に限って中止されるもので、上の調査自体を廃止するものと調査を中止するものという区別です。若干補足しますと、上の調査を廃止するものうち、上から3本目までは、平成20年諮問時に措置済み。本邦鉱業すう勢調査は、一般統計調査ですので、今回、諮問の対象になりません。

今回諮問の対象となるのは、下の2本、工業統計調査と特定サービス産業実態調査です。その結果、今回の諮問対象は、先に挙げた2本がございます。併せて下の括弧ですが、これは本来、平成24年実施されるところの商業統計調査が、基本的に経済センサス活動調査の時期とダブるものですから、この時期については、経済センサスの枠組みの指摘を踏まえて、2年後に整理するというものです。

以上が諮問の概要の御説明です。

首藤部会長 ありがとうございます。

続いて、今回の経済センサス活動調査の実施計画案につきまして、総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課平成24年経済センサス準備室の江刺室長から、御説明をお願いいたします。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長 平成24年経済センサス活動調査関係の書類でございますけれども、お手元の資料番号の2-1、2-2です。資料2-1につきましては、先般の統計委員会の審問時にお付けした資料でございます。申請書、申請事項記載書、別添といたしまして調査事項一覧、集計事項一覧、調査票全24種類を添付しています。こちらの資料は大部ですので、実施計画の概要につきまして、資料2-2で説明をさせていただきたいと思っております。

活動調査の実施計画について、まず「1 調査の目的・意義」ですが、これは既

に御承知のとおり、経済構造統計を作成するための調査です。全産業分野におきます事業所・企業の経済活動の実態を明らかにし、また、各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としております。

具体的な意義につきましては、ここに記載してあるとおりです。

次に「2 調査の法的根拠」ですが、統計法に基づく基幹統計調査です。

2 ページに参りまして、「3 統計の名称及び調査の名称」ですが、統計の名称は経済構造統計、調査の名称は平成 24 年経済センサス 活動調査でございます。

「4 調査の期日」ですが、調査は、平成 24 年 2 月 1 日現在で実施いたします。これにつきましては、先ほど政策統括官室の方から経緯説明がございましたように、当初平成 23 年 7 月に実施する予定でしたけれども、SNA の確報推計の精度維持を図るため、平成 24 年 2 月 1 日現在で行うということです。

なお、基本計画におきまして、次回 2 回目の活動調査については、平成 28 年の調査条件が最もよい時期に行うとされております。

「5 調査の対象」ですけれども、調査の対象から除外する事業所が幾つかございます。下に掲げあります ~ の事業所、それから、国の事業所と地方公共団体の事業所を除いた事業所について調査を行うものです。

「6 調査の流れ」ですが、調査は、調査員調査と直轄調査の 2 系統で実施いたします。調査員調査につきましては、単独事業所と新設事業所を対象に実施いたします。総務大臣・経済産業大臣から都道府県知事、市町村長を經由いたしまして、指導員、調査員を用いまして調査を行うというものです。

直轄調査につきましては、支所を有する企業、特定の単独事業所を対象に、それぞれ国、都道府県、市のそれぞれ 3 系統で行政機関が直接調査対象事業所を調査するという形式で実施いたします。

「7 調査の方法」ですが、調査員調査については、調査員が調査票を配布して回収する方法で行います。ただし、調査の実施期日が 2 月 1 日という積雪・寒冷期ですので、地域によりましては、積雪等で調査員による調査票の回収が困難と見込まれる地域が出てまいります。こうした地域におきましては、調査員が調査票を配布し、市町村が郵送で回収する方法で実施いたします。

次に、直轄調査については、行政機関が直接調査事業所を調査することとしていますが、その前提といたしまして、国が契約する民間事業者のノウハウ、リソースを活用すること

としております。また、調査は、傘下支所の調査票を含めてすべての調査票を本社の方にお送りいたしまして、本社で回答していただくという本社一括調査で行います。

また、調査方法といたしましては、調査票を郵送で配布いたしまして、郵送又はオンラインで回収する方法で実施いたします。

なお、市と県、国の3者の役割分担ですけれども、市は、本所とすべての支所が同一市内にある企業を対象とします。都道府県におきましては、本所と大半の支社が同一都道府県内にある企業を対象とし、市の直轄調査分を除いた企業を調査します。また、国におきましては、複数の都道府県に支所を有する企業、複数事業所を有して従業者数30人以上の企業、特定の単独事業所を対象としています。この特定の単独事業所といいますのは、一定規模以上の製造業の単独事業所と純粋持株会社としています。

次に「8 調査の実施期間」は、平成24年1月～3月です。24年1月に調査票を配布し、2月1日が調査期日ですので、2月～3月に調査票の回収を行います。ただし、積雪地域におきましては、一般の地域より1か月早い23年12月から調査員が活動を開始することとしています。これは先ほど申し上げました積雪等の関係からです。なお、回収期間は3月までとなっておりますけれども、企業の決算の時期等を勘案いたしまして、調査票の督促回収は24年夏ころまで引き続き行っていくことにしております。

「9 調査事項及び調査票」、「10 集計事項」につきましては、後ほど別紙の方で説明をさせていただきたいと思っております。

「11 調査結果の公表方法及び公表時期」ですが、公表の方法につきましては、速報集計、確報集計ともにインターネット及び印刷物で公表してまいりたいと考えております。公表の時期ですけれども、速報集計の結果につきましては、産業共通事項に関する集計結果につきましては、平成25年1月末に公表する予定です。確報集計については、すべての調査事項に係る結果につきましては、平成25年の夏ころから、産業別に順次公表する予定としております。

また、「12 内閣府へのデータ提供」ですけれども、先ほど申し上げましたSNAの確報推計に用いる製造業のデータについては、直轄調査の範囲内で優先的に整備をして、平成24年10月を目途に内閣府に提供する予定です。

調査の概要につきましては、以上です。

佐々木総務省平成24年経済センサス準備室統括統計官 続きまして、その次の別紙1横紙ですけれども、調査事項の構成につきましては、私の方から説明させていただきたいと思

います。

活動調査は、企業の経済活動のうち、売上高や費用等の経理事項を調査し、そこから企業としての付加価値を把握することも目的の1つとしております。そのため、企業単位では売上高を産業大分類レベルで把握するとともに、費用として販売費などを含めた費用総額の調査をすることにしております。ここから下の枠で書きましたとおり、企業としての付加価値額の算出をすることを考えております。ここまでは、他の統計調査でも把握している項目でございますけれども、活動調査としましては、企業あるいは事業所の産業格付の観点から、売上高につきまして産業大分類レベルよりも細かなレベル、品目単位での把握を考えているところです。

一方、企業として複数の事業所を有している場合、その場合は支社あるいは支所等の事業所の単位で、図の右側、上の方でございますけれども、従業者数などを把握することにしております。

この従業者数を用いまして、下の枠に戻りますが、先ほど申し上げた企業単位で把握した付加価値を、事業所単位に疑似的に按分推計することを考えております。

また、売上高につきましては、事業所単位で把握することが可能な産業においては、売上高をより詳細な品目単位で把握することも考えております。

以上が調査事項の構成の概略ですけれども、幾つか補足的な事項がございまして、それを右側に整理いたしました。簡単に御説明申し上げたいと思います。

まず1番目の「投入構造に係る事項」についてですけれども、SNAあるいは産業連関表を作成する観点から、より細かな項目をという要望がございましたが、記入負担の大きい投入構造に係る項目を産業別に詳しく把握することにつきましては、結果精度の確保が困難であることから、今回は付加価値の算出に必要な基本的な事項に絞らせていただいたという経緯がございます。

一方、2番目ですけれども、「従産業の把握」につきましては、特にサービス業において、主産業と従産業の売上高を詳細に把握することにしております。このことによりまして、産業連関表の作成にも大いに活用していただけるものと考えているところです。

それから、3番目ですけれども、産業別の調査事項につきましてですが、工業統計調査あるいは商業統計調査など活動調査に統合される調査におきましては、既存統計調査の結果の継続利用を確保するため、各調査の調査事項を原則踏襲することにしております。しかしながら、それ以外の産業につきましては、既存統計調査との重複是正を行わないため、

産業構造の把握、あるいは母集団情報の整備に必要な基本的な事項に限定して把握することを考えているところです。

以上が別紙 1 の説明です。続きまして、別紙 2 で、ただいま申し上げた調査票事項をもとにして、どのような調査票になっているのかということにつきまして、御説明申し上げたいと思います。

調査事項には、産業別の調査事項がございますので、活動調査の調査票は、産業別に作成することになりました。調査対象のうち、圧倒的に多いのは、単独事業所いわゆる 1 社 1 事業所ですので、そこを対象にしている調査票につきましては、左側でございますとおり、新設分の産業共通調査票、一番下でございますが、そこも含めて 12 種類の調査票になっております。

複数の支社あるいは支所を有している企業については、企業単位としての調査票が必要です。真中の欄でございますとおり、企業の調査票をつくらせていただいております。支社、支所につきましては、基本的には単独の事業所の項目をベースにしているところです。

以上が調査事項及び調査票の構成の概略です。

江刺総務省平成 24 年経済センサス準備室長 最後に、別紙 3、集計事項の関係です。速報集計につきましては、事業所に関する集計、企業等に関する集計の二つに分かれます。それぞれ

産業横断的な集計と産業別の集計の二つの集計に分かれますけれども、産業横断的な集計につきましては、基礎調査で集計をしていた集計事項は原則踏襲をして、比較可能な集計表を作成していきたいと考えております。

売上高や付加価値の集計は都道府県までの地域表章で考えております。市町村別の集計になりますと、秘匿措置対象が多く出てまいりますので、速報集計の集計スケジュールがタイトであることも踏まえまして、売上高等については都道府県までの表章としています。

また、産業別の集計につきましては、速報集計の段階では行わず、確報集計で集計をすることにしております。

裏面をご覧くださいと思います。確報集計ですけれども、これも事業所に関する集計と企業等に関する集計の 2 本立てです。確報集計におきましては、速報集計では集計できなかった産業別の集計について集計をいたします。図の下に産業横断的な集計、産業別の集計それぞれにつきましの集計の考え方を簡単に記載しています。

まず、産業横断的な集計ですが、事業所数、従業者数といった基本的な事項につきましては、基礎調査との結果が比較可能になるように、原則、基礎調査の全表を作成することにしております。

また、売上高、費用、付加価値といった事項につきましては、経理事項を集計しております既存の統計調査で共通的に集計されております分類事項を基に作成しております。

それから、産業別の集計でございますけれども、鉱業、製造業、卸売業、小売業といった既存統計調査を統合している産業については、既存統計調査結果との比較が可能になるよう、原則、既存統計調査の集計事項を踏襲して集計をすることにしております。

その他の産業につきましては、既存の統計調査の集計事項を参考にいたしまして、基本的な結果表を作成することにしてあります。簡単ですが、以上です。

なお、資料 2 - 3、2 - 4、2 - 5 については、後ほど説明がございます審査メモによります具体的な論点についての説明ペーパーになっておりますので、これらにつきましては、それぞれの論点の前に御説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局及び調査実施者からの御説明について、御質問があればお願いいたします。

近藤専門委員 7 の ( 2 ) 直轄調査で、国が契約する民間事業者というところですか。これから事業者を決めていくと思うのですけれども、どんな作業を依頼するのですか。

江刺総務省平成 24 年経済センサス準備室長 直轄調査の中で民間事業者に委託予定の業務について、概略を申し上げますと、企業の本社、傘下支社それぞれにつきまして、事業内容等に変更がないかどうかということをもまず最初に確認するという業務を委託いたします。

この業務により調査対象名簿を確定して、その名簿に従って調査票の配布についても民間事業者が行うことになっております。

また、調査票の回収につきましては、民間事業者が 100% の調査票を回収することは現実的に不可能ですので、民間事業者では約 8 割の調査票を目途に回収をすることにしてあります。残り 2 割につきましては、先ほど申し上げた国、都道府県、市のそれぞれが責任を持って 100% に近づける督促回収を行うこととしてあります。

また、民間事業者におきましては、調査票の記入漏れ等の検査についても実施をしてい

ただくことにしています。ただし、調査票の最終的な審査、関連項目間の整合性の審査や結果精度の担保を図るための審査につきましては、国、都道府県、市それぞれが最終的な審査を行うことにしています。

近藤専門委員　そこで封筒は、民間の委託者の名前で企業に送るのですか。役所、例えば総務省、経済産業省ではなくて、民間の名前ですか。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長　名前につきましては調査実施者として総務省、経済産業省というクレジットが入ります。ただし、事業所・企業に対してのお知らせの中には、委託をしている民間業者の名前も入れて、ここに委託をした上で実施しているというお知らせをした上で、実施することになるかと思えます。

近藤専門委員　わかりました。

首藤部会長　ほかにいかがでしょうか。御質問はございませんか。

それでは、次に御出席の委員の皆さんから、今の事務局及び調査実施者からの説明を踏まえて、今回の経済センサス活動調査の実施計画案全体について、御意見があればお願いいたします。

廣松部会長代理　先ほどの説明に関しての簡単な質問ですが、実施期間として、一応、平成24年3月までとなっていますが、企業の決算等を考えて夏ごろまで督促を行う予定であるということでした。とはいってもそれもずるずるやっているわけにはいきませんので、どこかで切らなければいけないと思うのですが、それは何かお考えがあるのか。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長　調査員調査の場合と直轄調査の場合とで、若干状況が違ってきます。

まず、調査員調査の方は、調査員が原則回収します。調査員の任命期間等を勘案いたしまして、3月上旬くらいまで調査員が調査票の回収業務を行い、調査員が回収できなかった調査票につきましては、市町村が郵送で引き続き回収するというようにしておりますが、調査員調査の方は、平成24年夏までかかりません。

今、御指摘のございました平成24年夏ごろまで引き続き調査票の回収を行うというのは、直轄調査の部分です。直轄調査におきましては、企業の決算時期が3月、4月に多く、また、大企業では、6月の決算を公表した後でないとい数字が出せないというところもございますので、そうした点を勘案して、24年夏ごろまで調査票の回収を行うこととしております。

ただし、実際の調査票の回収見込みとしては、3月下旬の段階でかなりの調査票が回収

できるものと考えており、残りの調査票についても、4月、5月で、大方回収ができるものと見込んでおります。

先ほど申し上げましたように、決算の公表が終わらないと出せない企業が夏ころまで残る部分とっていますので、提出された調査票について、提出されたものから順次入力をして、検査、集計に五月雨式に入っていきたいと考えています。

廣松部会長代理 その意図は、当然のことながら、なるべく直近の計数値をとりたいということですね。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長 そうです。

廣松部会長代理 わかりました。それが1点。それからこれはある程度、これからの審議の行い方にも関わるかもしれませんが、資料2-1の別添1に先ほど御説明いただいたとおり、全体で24種類の調査票があります。各調査票の調査項目をいちいち全部審議していると、最初のスケジュールどおりには進まないおそれが十分あると思います。今後どういうふうに審議をするか、これは事務局の御考えになるのかもしれませんが、方針というか、現時点でのお示しいただければと思います。

首藤部会長 今おっしゃったことは、この調査票について目を通して、それに関するいろいろな質問が出てくる可能性があるということですか。

廣松部会長代理 当然のことながら、それは必要なことだろうと思います。しかしすべての調査票を一枚一枚見ていると、到底、時間が足りないと思いますから、どういう形で審議を進めるかということに関して、事務局のお考えを伺いたいということです。

坂井総務省国際統計企画官 事務局から今の考え方を御説明します。廣松委員が御指摘の件は、限られた部会の中で、効率的に審議をするという観点から、首藤部会長とも一度御相談させていただきました。

後ほど審査メモを御説明しますが、調査票を一葉一葉個別に審議する。ないしは調査事項を個別に審議するよりも、まずマクロ的な大きな話をさせていただいて、まとまった形で議論をしていく。併せてこの部会の進め方といたしまして、この場だけですべてを解決するのは難しいものですから、あらかじめ先生方に御質問のメモを提出させていただいて、そういったものを中心に回答させていただくという形にさせていただく予定です。

詳細の進め方は本日終了後、部会長と御相談させていただきたいと思います。

廣松部会長代理 わかりました。先ほどの全体的な説明の中で、産業特性事項についてふれられていました。それについては確かに個別に見ないといけないだろうと思いますが、



審議の仕方に関しては、部会長と事務局とで十分ご相談いただければと思います。

以上です。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

全体に関わることを今すぐといってもなかなか、審議がある程度進んだ段階で、また御質問等があるかと思しますので、今、廣松委員からいただいた件に関しましては、私と事務局の方で相談いたしまして、またお知らせしたいと思えます。

いかがでしょうか。なければ先に進んでよろしいでしょうか。

それでは、総務省統計審査官室における事前審査の結果について、席上配布されております「経済構造統計の変更及び経済センサス 活動調査に係る審査メモ」に基づいて、事務局の坂井国際統計企画官から御説明をお願いします。

坂井総務省国際統計企画官 それでは、御説明いたします。お手元の「経済構造統計の変更及び経済センサス 活動調査に係る審査メモ」をご覧ください。このペーパーの構成について、事前に御説明いたします。政策統括官室といたしましては、調査実施者からの承認申請が上がった段階で、一応を審査庁として審査いたします。そういう立場も事務局のほかに持ってございまして、その観点からつくったものです。

例えば（論点）の部分ですが、これは同じく政策統括官室ですが、事務局の立場で部会長と御相談し、どういう運営にすれば、基本的な中身がより活発に審議できるかというところでまとめたものです。そういう位置付け構成のものとして御理解いただきたいと思えます。

審査メモの構成としては、諮問の案件に沿いまして、経済構造統計の変更、それから、活動調査の実施計画、関連調査の中止、変更という3部構成です。簡単に御説明いたします。

まず、経済構造統計の変更ですけれども、最後の方に回させていただきます。

まず活動調査の実施計画ですが、先ほど来説明があるとおり、基本計画において種々の指摘がなされております。それを括弧書きの中に書かせていただきました。

たとえばいいますと、1(3)の中ほどにございますが、「改めて企業会計事項など調査事項の簡素化等を含めた調査の在り方について再検討」。そして「したがって」以下に、地方公共団体との連携を密にする。それと最後の方に、「国民経済計算の推計等に調査結果を最大限に活用する」等の指摘がございます。

1枚めくっていただきまして、審査庁としての政策統括官室の審査結果につきましては、

基本的に「2度の試験調査の結果を踏まえ経理項目及び産業特性事項の調査事項の簡素化を図ったものとなっている」。併せて大規模調査等の整合性も図られている等々の理由から、この点については妥当であると判断させていただいております。

なお、行政記録中、基本計画にあります労働保険、雇用保険の部分については、現在まだ検討中になっておりますので、判断できる状況にはないとさせていただきました。

事務局の立場で論点については、実施計画が基本的に対応したのものになっているかというところを論点にしたいと考えております。

続きまして、調査対象ですが、調査対象は、計画の中身を四角で囲わせていただきました。審査結果ですけれども、(1)中ほどですが、農林漁家、個人経営の事業所については農林業センサス、漁業センサスと重複する等々のために除かれている。それから、家事サービス業についても、事業所の把握が難しい等々の観点から、調査の効率性、実施可能性の観点から、妥当であると判断させていただいております。

調査対象名簿については、3ページですが、商業登記簿情報については、新規事業所の確認作業が約6か月かかるという状況にございまして、22年5月までの情報の取込みとすることは、やむを得ないであろうと考えております。

ここにおける事務局としての論点ですが、これに加えて、調査対象として国及び地方公共団体の事業所は今回除かれるということが妥当であるかという論点と、調査対象名簿の作成方法につきまして、基礎調査の結果以外の名簿を適切に取り込む計画となっているかどうか。このところは、部会長とも御相談の上、入れさせていただいております。

続きまして、「3 調査方法」です。審査結果ですが、4ページをご覧ください。オンライン調査、郵送調査、調査員調査、直轄調査等々、いろいろな手法をとられておられますけれども、当室としては、調査員確保の困難性、調査員の負担等を考慮すると、それはやむを得ないものと考えております。

併せて調査員調査の一部、積雪地域につきまして、片道郵送方式をとられている部分については、調査員の安全対策としてやむを得ないものと判断しています。この論点につきましては、(1)(2)は調査員関係、(3)(4)(5)が直轄調査関係ですが、これについては、その方法の中身を個別に検証させていただきたいと考えているところです。

(6)バスケットの調査票の回収を確保する方策というのは、非常に重要な問題だという御指摘を部会長からいただきましたので、そういう観点から論点として加えさせていただきました。

次に「調査事項」です。調査事項の審査結果をご覧くださいますと、「調査票の構成については、日本標準産業分類の大分類に合わせ別様としている」。一冊の調査票にすることに比較して、調査の負担感を軽減しております、妥当と判断させていただいております。

また、重点調査事項である経理項目についても、調査対象の負担軽減のため、必要最小限の調査事項にされているということで、妥当だと考えています。

本調査に代替されます工業統計調査、商業統計調査、以下の調査につきましても、各調査の時系列データを作成するという観点から見て、必要な調査事項は含まれていると判断しているところです。

これに関して、論点(1)～(3)までは、基本的に今の論点を網羅する形になりますが、(4)については、部会長とも相談の上、経済センサスの目的の1つに国民経済計算、産業連関表等への情報提供という目的がございますので、その観点から見たときに調査事項の設定の仕方が適切かという論点を加えさせていただいております。

「結果の公表等」です。調査実施後1年以内に公表することについては、今回の調査事項また調査票も多岐にわたっておりますので、一応そういう集計事項とすることはやむを得ないだろうと考えています。

また、確報集計についても、経理事項について初めての経験ですので、そういうことにかんがみて、やむを得ないと判断させていただいております。

なお、製造業の内閣府へのデータ提供ですが、これは基本計画でSNAの精度確保に資するということに、適切な時期に提供されるかどうかについて、妥当であると判断させていただいております。

論点ですが、以上の2つに加えまして、バスケット事項として「(3)集計上、他に留意すべき点はないか」ということを加えさせていただいております。

「6 他の基幹統計調査との重複」は、他の調査との関係もございましたが、審査結果といたしましては、重複排除等々の観点から、「調査実施の地方公共団体及び調査対象者の負担軽減の観点から重複排除されていることから妥当である」と判断させていただいております。

この点については、論点といたしまして、2調査の中止の問題と、商業統計調査は今回統合される調査ではございませんが、実施時期が延長されるということに関連しまして、これを1つの論点として、部会長と相談の上、挙げさせていただきました。

は、基本的に 6 と同じです。

説明は以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

審査メモについての御説明がありました。これについて御質問、御意見あれば、お願いします。

詳しくは後で御説明いただけるわけですね。今の時点で何か御質問等ございましたら、お願いします。

坂井総務省国際統計企画官 済みません。追加で御説明します。

以上の 及び の検討を踏まえた上で、 として、指定の変更が適切かどうかを論点に加えさせていただいております。

廣松部会長代理 この審査メモそのものに関しては、これでいいと思います。

私は大変気になるのですが、今回の審議に関して、国民経済計算との関係が、大変強調されているわけですが、内閣府の方がおいでにならないというのは、大変不思議な気がするというか、それは余りよろしくないのではないかと思います。その部分に関しては、当然内閣府の担当者も出席していただいた上で議論すべき点だと思います。

首藤部会長 それでは、事務局から内閣府にこういう御意見をお伝えをお願いします。

それでは、全体として御意見がなければ、ここで挙げられている論点につきまして、御意見があればお願いをしたいと思います。追加等です。これで十分かどうか。

一つずつ進めていって、またその時点で御意見をいただいた方がよろしいのではないかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今回の経済センサス-活動調査につきまして、審査メモに示された論点に沿って、審議を進めていきたいと思っております。

まず、審査メモの「 経済構造統計の変更」については、経済センサス 活動調査の実施を受けて変更するものとされておりますので、これは最後にしたいと思っております。

初めに審査メモ「 経済センサス 活動調査の実施計画 1 基本計画との関係」から審議を進めたいと思っております。

まず、調査実施者の方から、基本計画における経済センサス 活動調査に関する指摘事項について、説明をお願いします。

江刺総務省平成 24 年経済センサス準備室長 それでは、お手元の資料の 2 - 3 になります。3 枚セットになっています。

1 枚目ですけれども、基本計画との関係ということで、表の左側に基本計画の中で具体的に御指摘を受けている事項、右側に対応状況を記載しています。

1 点目の指摘事項といたしまして、関係府省間で当初に合意した計画を変更せざるを得なくなったということに伴いまして、調査を実施するための条件が相当程度悪化することによって、改めて企業会計事項などの調査事項の簡素化等を含めた調査のあり方について、再検討を行う必要があるという御指摘を受けております。これについての対応につきましては、実施計画の変更に伴う対応ということで、別紙にまとめております。

実施計画の変更と申しますのは、主に実施時期の変更に伴うものですが、当初の平成 23 年 7 月から 24 年 2 月に実施時期が変更されましたので、それに伴いまして、ここに掲げているような課題があると認識しています。

1 点目の課題ですけれども、調査の実施時期が 2 月ということですので、事業所・企業の繁忙期に当たります。また、個人経営の事業所については、確定申告が 2 月 15 日から 3 月 16 日までとなっておりますので、調査期日をまたいだ形となっております。

また、企業における決算が 3 月、4 月が多い中で、調査期日が決算前になりますので、回答の確保については、大きな課題と認識しているところです。これに対して、調査を円滑かつ正確に実施をするための対応方法として、二つの対応を考えているところです。

1 点目は報告者負担の軽減です。これは先ほどの基本計画の中で指摘されているとおりでして、産業別の経理事項を中心とした調査事項の簡素化を図るということです。

もう 1 点は記入負担の小さい非 OCR 調査票を採用するということです。これも御承知のとおりですけれども、平成 21 年に実施いたしました基礎調査においては、OCR の調査票で実施をしたわけですが、活動調査におきましては、基礎調査と違いまして、売上高、費用といった桁数が大きい金額を調査します。調査の実施に当たっては、企業・事業所の記入段階において、相当程度記入訂正が発生いたします。また、企業の繁忙期に当たるといこともございますので、比較的記入負担の小さい非 OCR 調査票を採用するということです。

記入負担の小さいという意味ですが、これも御承知のとおりですが、OCR で調査票を作成いたしますと、企業では OCR 専用の数字で回答していただく必要がございます。具体的に申し上げますと、例えば 1 という数字では上にかぎをつけないで一本線で 1 と書いていただかないといけません。かぎをつけたものが 1 ではなく 7 と読み取ってしまうケースがございます。また、3 という数字についても、左側の空気が少ないと 8 と誤っ

て読み取ってしまうとか、7と9が書き方によってはなかなか識別できないといったようなこともございます。したがって、調査企業・事業所に対して、OCR専用数字で書いていただくというのは、ある意味記入負担をおかけすることになりますので、そうした点を勘案しているということです。

2点目は、調査票の記入回収期間の確保です。これは先ほど実施計画の概要の説明でも申し上げたことですが、まずは調査票の記入期間を2か月間確保するという事です。また、企業の決算公表が終了する平成24年夏ころまで調査票の督促回収を継続して、結果集計に反映していきたいということです。

二つ目の課題ですが、調査の実施時期が2月ですので、積雪・寒冷期の調査となります。実査上の大きな問題になりますのは、調査員の確保が極めて難しい状況になるということです。昨年実施いたしました平成21年の基礎調査におきましては、約9万人の調査員を動員して行っていますけれども、2月という天候の悪い時期に、基礎調査と同じ人数を確保するのは、極めて難しいことから、調査員の事務負担の軽減、事務の簡素化を図った上で、調査員の数を7万人に削減して実施したいということです。

具体的な調査員の事務負担軽減策といたしましては、3点ございます。一つは事務負担の小さい単独事業所に調査を限定して、支所のある企業については直轄調査で調査をすることとしています。支所のある企業を調査員に受け持ってもらいたいということになりますと、企業に対していろいろな確認行為をしていただくがざるを得ないこととなります。今回、冬場の調査で調査員が集まらないという中で、調査員の事務を簡素化する必要があることからこうした措置をしております。

もう1点は、調査票の配布事務の簡素化を図ることです。具体的な対応として二つございまして、一つ目は、事業所ごとに異なる産業別の配布書類を国ですべて封筒詰めして発送していきたいと考えております。各調査員の受持ち地域には、いろいろな産業の事業所が存在するわけですが、調査員が各事業所に事業内容を確認して、産業別の調査票を配り分けていくことは現実的には不可能です。したがって、私ども国で調査書類を調達する段階におきまして、事業所ごとに種類が異なる調査票、調査票の記入の仕方、分類表を一つの封筒に袋詰めをして地方公共団体に発送することとしています。これによりまして、調査員が産業別に調査票を配り分けることは不要になります。

もう1点は、新設の事業所についての調査方法で、新設の事業所には1種類の産業共通調査票を配布することにしております。この調査票は、産業共通ということだけではなく、

支所か本所かなどの別を問わず、1種類の調査票を配ることとしており、その中で本所、支所等の調査事項を書き分けてもらう設計をしております。

3点目の課題ですけれども、先ほど調査概要の説明の中で申し上げましたように、積雪等で調査員による調査票の回収が困難な地域が出てまいります。こうした地域には特別な調査方法を適用することとしており、先ほど申し上げましたように、まず調査員の活動開始時期を一般の地域よりも1か月早め、平成23年12月から調査員が活動できるようにします。2点目は、市町村による調査票の郵送回収ということであり、調査員が調査票を配布をしますが、回収は市町村が郵送で行うこととしております。

なお、第2次試験調査におきまして、調査員が調査票を配布して市が郵送で回収するという方法と、両方とも郵送の2方法について実地の検討を行いました。調査員が調査票を配布して郵送で回収する方が回収率10ポイント程度よい結果になりましたので調査票は調査員が配布をして、市町村が回収するという方法を採用しています。

また、調査員の安全対策用品につきましても、十分な安全確保が図れるような、経費措置も含めた対応を図っていきたいと考えております。

4点目ですけれども、調査員の事務を簡素化いたしますと、それに伴いまして市町村、都道府県の事務負担が増加するという問題が出てまいります。したがって、地方公共団体の事務負担の軽減ということで、3点の方策を考えています。

一つは、直轄調査の対象企業数の軽減です。先ほどの実施概要の説明の中で、国と都道府県と市の直轄調査の役割分担についての基本的な考え方を御説明させていただきましたが、市内あるいは都道府県内で本社と支社が完結している企業すべてを市、都道府県の分担にしますと、それぞれかなりの数の企業を受け持っていただくざるを得ないということになります。したがって、従業者30人以上の企業につきましては、すべて国の直轄調査で実施いたしまして、地方公共団体が受け待つ対象企業数の軽減を図ります。

また、先ほど申し上げたように、民間活力の活用を図りまして、地方公共団体の事務負担の軽減を図っていきたいと考えております。

もう一点、番目のところですが、これは市の直轄調査の問題です。市では平成23年2月1日から調査員調査の回収業務、調査票の審査という業務を行いますが、直轄調査の業務が同じ時期に重複してしまいますと、市の事務負担が非常に大きくなりますので、調査員調査と直轄調査に関しての事務が同時期に輻湊しないように、時期別にして実施したいと思っております。

調査員調査については、平成 24 年 6 月までに終了し、直轄調査に関する事務を 7 月から行っていただくことを想定しております。

また、先ほどの調査員の負担軽減と同様に、フリーダイヤルのコールセンターを設置いたしまして、事業所からの各種照会への対応に係る事務負担の軽減を図ってまいりたいと思っております。

最後に 5 点目ですけれども、SNA 確報推計用データの提供の件です。これも御承知のとおり、従来、工業統計調査は毎年末時点で実施しております。今回、経済センサス 活動調査は、23 年工業統計調査を統合して実施しますが、調査期日が 2 月 1 日ですので、従来の工業統計調査に比べまして、約 1 か月調査時点が後ろにずれております。したがって、従来の工業統計調査の時期よりも 1 か月遅い時期に調査を行った上で、SNA 確報推計に用いる製造業データを早期に提供していく必要がございます。このため、製造業の単独事業所につきましては、SNA 確報推計の精度維持が可能な一定規模以上の事業所を直轄調査の方に含めて行い、直轄調査の範囲内で SNA の確報推計用のデータを優先的に整備して提供していきたいと考えております。

以上が、基本的な実施計画の変更に伴う課題と対応です。

なお、1 枚めくっていただきますと、調査時期変更後の主要事務日程を参考として、ここに提示させていただいております。現在、統計委員会の答申を 12 月とお願いしておりますけれども、来年の 1 月から調査の実施のための各種準備に入ってまいりたいと思っております。

一つは法令整備ということで、統計法施行令の改正、調査規則の制定業務、それから調査票等の各種調査書類・用品の調達・発送業務が来年の 1 月から入ってまいります。調査書類・用品については、民間の事業所をすべて対象に調査を実施いたしますので、対象事業所数が膨大な数になります、政府調達の手続となりして、意見招請を含めまして約 5 か月間の手続が決まっています。来年 1 月から政府調達の手続を開始して、用品の調達に入りたいと考えております。

また、各種の協力依頼、広報につきましても、来年の 1 月から本格的に実施をしてまいりたいと思っております。

直轄調査につきましては、民間事業者との契約業務が発生しますが、政府調達手続になりますので、来年 1 月から手続に入りたいと思っております。調査員調査については、来年 4 月から統計調査員の任命、統計調査員に対する説明等の業務に入りまして、12



月から実査に入っていくというスケジュールです。

また、2月1日が調査期日ですので、2月1日以降の調査票の回収に伴いまして、調査票の内容検査、疑義照会、訂正を市町村、都道府県、国の各段階において行うなど、集計関係業務が入ってまいります。

簡単ですが、説明は以上です。

首藤部会長 今回の実施計画の御説明につきまして、今回の経済センサス活動調査の実施計画は、基本計画に沿ったものになっているかどうかについて、御意見をいただきたいと思っております。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長 すみません。失礼いたしました。資料2-3の頭に戻りまして、2点目の指摘事項がございます。

もう一つの指摘事項といたしまして、経済センサス活動調査の母集団情報の整備に当たりまして厚生労働省の協力を得て労働保険情報の活用を検討することとされております。この点につきましては、現在活動調査の名簿データといたしまして、労働保険情報を活用すべく、厚生労働省に情報の提供を依頼しておりまして、現在、データの提供可能項目や提供時期について、検討を行っている状況です。

ただし、労働保険情報につきましては、保険の加入単位ごとに、データが作成されておりまして、1事業所で作業所ごとにデータ登録されている場合があるといったこともございまして、必ずしも調査上の事業所の定義と一致しない場合もございますので、活用に当たりましては、データの精査が必要です。総務省におきまして、現在データ検証を行っています。

なお、詳細につきましては、論点の調査対象の中で、資料2-5を用いて説明をさせていただきます。

以上です。

首藤部会長 それでは、今の御説明も含めまして、実施計画について何か御意見はございませんでしょうか。

西郷専門委員 先ほどの廣松委員の質問とも関連するのですけれども、調査票の回収率を上げるために、本来であれば、公式の回収期間の2か月確保しているのだけれども、夏ごろまで督促を続けるということ自体は、回収率を上げることに貢献するとは思っております。

その一方で、本来であれば調査票で記入を求めているのは、平成23年1月～12月までの売上高であるとか、平成23年1月～12月までの数字を教えてくださいと言っている。

そういったしますと、実施調査の督促を夏まで延ばすことによって、回収率が上がって、その上がった回収率によってわかる数字は、もしかしたら1月から12月までのデータではなくて、例えば年度、4月～3月までのデータが上がってきてしまう可能性がむしろ増えるのではないかという気がするのですけれども、それを精度面から考えれば、1月～12月までの数字がなるべく高い回収率で回収できるようにするのがベストなのですけれども、その点は実施部局としては、上がってくる数字の精度について、どのように考えているのか。実施時期が2月という結構難しい時期になってしまったことの代償として、これはある程度仕方がないと思うことなのか。その辺の整理の仕方を教えていただきたい。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長 調査票に書いていますけれども、今回、売上高、金額につきましては、平成23年1月～12月までの1年間を記入期間として考えています。

ただし、この期間で記入できない場合には、平成23暦年を最も多く含む決算期間で記入してもらうことを予定しています。要するに前年度のデータとか前年データを報告されないように、23暦年でどうしても回答できないという場合については、23暦年を最も多く含む決算期間で、調査を行っていきいたいということです。

先ほどの調査票の回収を継続していくというものも、こうした取扱いを前提として考えているところです。

首藤部会長 よろしいでしょうか。

近藤専門委員 今の質問に関連してですが、大企業あたりでは、大体暦年で数字を簡単に出すと思うのです。あと商業とか工業、これは今まで商業統計調査と工業統計調査については暦年で出していましたね。

そして出せないというのは、小さな企業がある特定業種とかになるとはと思いますが、どういところが暦年ベースで出せないのでしょうか。試験調査等を踏まえてお答えください。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長 大企業につきましては、四半期別の決算が既に制度化されていますので、暦年での記入が可能と考えております。

今、御指摘があったように、中小企業において暦年での記入ができないケースが第1次試験調査の企業アンケート等に出てきておりますので、そうした点に配慮する必要があるのではないかと考えております。

近藤専門委員 工業統計調査とか商業統計調査は、大体出しているのですか。

今井経済産業省産業統計室長 御指摘の点ですが、現行調査におきましては、大半のと

ころが暦年で報告いただいております。

近藤専門委員 わかりました。

首藤部会長 そうすると、先ほど6月の決算が終わってからでないと回答できない企業があるという御説明でしたけれども、その多くというのは、中小企業ということでしょうか。

今井経済産業省産業統計室長 これは、工業統計調査の例で申し上げますと、お話がございましたように、現在は1月～12月の暦年の活動量を12月末に調査をするという設計で実施させていただいております。大多数のところは暦年で報告をいただいておりますけれども、一部の大手のところでは、どうしても決算の数字でないと、企業の意向として報告できないというところがございます。これは例えば10月決算とか3月決算の公表数字でないと、報告できないということがございます。このような場合、数字を報告いただいて集計値に加えることの方が有意性が高いという判断のもとで、そういった対応をさせていただいております。

繰り返しになりますけれども、一部企業におきましてそういう対応をせざるを得ない状況が現実でございますので、今回につきましても、これを踏襲した整理で対応していきたいと思っております。

首藤部会長 大手のところとおっしゃいましたけれども、大企業は、四半期決算で数字を出さなければいけないはずですので、そういう問題はないのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

野辺地専門委員 恐らく企業の立場になると、自分の会社の数字として外に出ていくものについて、ちゃんとオーソライズされていないものが出ていくということに、違和感というのですか、それはまずいという考えを持つ堅い考えの会社があるのではないかと思います。ですから、例えば3月決算会社で、四半期決算をやっていけば、4つに切ったもののうち、4月から始まって3月ではなく、前年の前期の1月～3月を足して次の翌年の1月～3月の分を減らして、調整してプラスマイナスして出せば把握できるのでしょうか。そういう数字を外に出すのは、会社の方針として嫌だということは、ないとは思いません。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

野辺地専門委員 あとは決算のときに、3月なら3月に売上げをまとめて計上する。業種によってです。毎月きちんと月次決算をやっていけば、できるのでしょうかけれども、ま

とめて計上する。仮に四半期をやっているとしても、四半期のときには簡便的にやっ  
て、会社としては年度決算の数字というものは、また別の位置付けみたいな感  
覚を持っていらっしゃるところもあるかもしれませんね。

首藤部会長 わかりました。ほかにございませんか。

ついでに質問させていただきたいのですけれども、記入期間に2か月間という  
のは、素人考えだと、いかにも長いのではないかという気がしますけれど、そ  
れもそういう決算やなどの数字との関係で、記入期間を2か月間と決められ  
たのでしょうか。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長 おっしゃるとおりでございまして、  
通常の調査に比べますと、2か月はかなり長い記入期間です。できるだけ、督  
促前の段階である程度の調査票の回収率を確保したいということです。決  
算時期を勘案した現実的な記入期間の設定として、2か月ではないかと思っ  
ています。

首藤部会長 ありがとうございます。

近藤専門委員 企業に調査票が届くのは1月末ぐらいですか。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長 そうです。1月末までに企業に  
調査票を配布します。

近藤専門委員 大体そのころには、10~12月期の決算の数字も上がって  
いるからということですか。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長 はい。

首藤部会長 ほかにございませんか。

廣松部会長代理 今の点は、確かに微妙なところがあると思いますが、先  
ほど実施部局から説明があったとおり、この調査は暦年の数値が原則である  
ということ、周知徹底していただいて、御協力いただくように、是非強  
調していただければと思います。

別件でよろしいですか。先ほどの御説明の中では、報告者負担の軽減を  
考えて、調査事項を簡素化するということでした。その具体例として施  
工都道府県別元請完成工事高とか学校収入の詳細内訳などが出ている  
のですが、もう少し具体的に御説明いただければと思います。

佐々木総務省平成24年経済センサス準備室統括統計官 建設関係につ  
きましては、第1次試験調査、それから第2次試験調査もそうだった  
のですが、完成工事高につきまして、都道府県別に把握できないかを  
調査させていただきました。

ただ、当然ながら、都道府県に展開しているのはゼネコン関係で  
して、集計するのも非

常に大変だということもございまして、今回は見送った形になっています。

学校関係ですけれども、学校は御存じのとおり、今、話題になりました特定の業種に入る産業と思っているのですが、私立大学に関しますと、一般企業でいう企業の損益計算書に相当するものが、消費収支計算書という形になっているかと思うのですが、今回、試験調査の中では、消費収入の部のところで、例えば授業料収入ですとか入学金収入ですとか検定料とか、かなり細かなレベルで比較してもらおうとチャレンジはしたのですが、非常に記入負担が多いということございまして。

また、売上について、授業料収入、受験検定料収入が幾らなのかと細かく聞くのが目的ではなく、どちらかといえば、企業単位で言えば付加価値を出すのが目的です。そういうことを教育関係に当てはめたときに、収入関係は細かな項目までは必要ないのではないかと判断をしたところです。

したがって、教育関係は消費収入だとすれば、消費収入の合計値だけを聞かさせていただいている。

廣松部会長代理 ということは、例えば調査票の8番「建設業、サービス関連産業A」についていうと、右の方に「事業別売上（収入金額）」があります。今おっしゃったのは、その中の建設業に関して、「建設事業の収入（完成工事高）」しか聞かないという意味ですか。

佐々木総務省平成24年経済センサス準備室統括統計官 まず、建設は企業単位としては、表面の「建設事業の収入（完成工事高）」において、公的・民間の発注の区別も元請・下請の区別もなく聞くことにしています。調査票の裏面の左側、「15主な事業収入の内訳」という欄がございまして、この欄で売上高順位の1位、2位、3位と書くことになっていますが、この内容のところ、例えば完成工事高の中で元請なのか、下請なのか、あるいは建築部門なのか土木部門なのかという形のもの、聞いていきたいと思っています。したがって、建設は、完成工事高一本ではないという形です。

廣松部会長代理 そこで都道府県別の詳細に関しては、聞かない、そこまで細かい回答は要求しないという意味ですね。

佐々木総務省平成24年経済センサス準備室統括統計官 はい、そうです。

廣松部会長代理 学校教育についても同じで、この場合は企業の学校教育事業の収入は総額のみで、裏の収入内訳について幼稚園から学校教育支援機関までありますが、この分類でしか聞かないという意味ですか。

佐々木総務省平成 24 年経済センサス準備室統括統計官 はい、そうです。

廣松部会長代理 わかりました。

理想的に言えば、先ほどおっしゃったとおり、細かく聞けば聞くほど、情報の価値は増えるのでしょうけれども、この大規模な調査でそれは不可能だろうと私も判断します。

首藤部会長 それでは、菅さん。

菅専門委員 別紙の地方公共団体の事務負担の軽減のところ、調査員調査と直轄調査に係る事務の輻湊回避という御説明がありました。具体的にこの場合の輻湊とは一体どういうことなのか。どうすれば輻湊なるものが回避できるのか、教えていただけたらと思います。

江刺総務省平成 24 年経済センサス準備室長 先ほど説明が不足していたかと思imasuので、詳細にお話をさせていただきます。

平成 21 年に行いました基礎調査の実施方法からお話をさせていただきたいと思imasu。

21 年に実施いたしました基礎調査におきましては、市町村が調査員調査を受け持っておりますので、7 月 1 日前後から調査員が回り始めて、市町村が実際に調査員に対していろいろな指導をし、実査の対応をしていかないといけないわけですが、ちょうど同じ時期に、直轄調査で市町村が直接郵送配布して回収する調査を行っていたということです。

調査員が活動している中で、市町村が自ら調査を行わなければならないということになり、市町村の事務がかなり輻湊して、負担が大きかったという意見を地方公共団体から伺っております。

今回の活動調査におきましては、実施時期が 2 月ということもありますので、更に負担軽減を図らなければいけないということで、2 月 1 日前後の調査員が活動している期間は、市が直轄調査として受け持っている企業の調査は行わないこととし、民間事業者が調査している期間にしまして、調査員調査の事務が終わったところで、市が直接調査票を回収する業務を行っていただく形にしたところです。

廣松部会長代理 その点については、地方の代表者の方から御意見をいただければと思imasu。

首藤部会長 調査協力者の方で、何か御意見がございましたら。

大野東京都産業統計課長 江刺室長からもお話がありましたが、今回、地方の意見を反映していただいた点は良かったかと思imasu。

首藤部会長 ほかにございませんか。

大橋大阪府統計課参事 同じく大阪府ですけれども、やはり基礎調査のときは、初めての調査であったこととも併せて、調査員調査と直轄調査がかぶりましたので、非常にしんどい目をしたわけですけれども、今回、国の方でそういう形については、若干年度をまたぐというところで不安はございますけれども、時期を調整していただいて、夏ごろまで、最終は延びるかもわかりませんが、ある程度可能かなと考えております。

首藤部会長 ほかにはよろしいですね。調査協力者の方からは、この実施計画については御異論はないということです。

ほかによろしいでしょうか。

廣松部会長代理 別のことですが、調査員事務負担の軽減という枠の3つ目ですが、その中に、「事業者ごとに異なる配布書類を国で封筒詰め・送付」云々とありますが、今回プレプリントは、どの程度まで行われる計画でしょうか。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長 プレプリントにつきましては、21年の基礎調査で把握をした事項の中でほとんど動かない事項を中心に考えています。事業所・企業の正式名称、通称名、電話番号、所在地、主な事業の内容をプレプリントいたしまして、記載の内容に変更がないかどうかを確認していただき、変更があった場合にはその部分を消して訂正していただく形で計画をしております。

もう1点、事業所については開設時期についても変わらない事項ですのでプレプリントをしたいと思っております。

首藤部会長 よろしいでしょうか。

廣松部会長代理 はい。

首藤部会長 それでは、一通り御意見を伺ったと思いますので、次に、「2 調査対象」。

廣松部会長代理 その前に、一番下の点については、内閣府の方に明確に発言をしていただくことが必要だと考えています。そもそもこの調査が現在のような形になったのは、一番最初に、企画官が御説明になったような経緯ですから、最終段階で、SNA確報推計データの提供の部分に関して、内閣府の方からちゃんと御意見をいただかないと、私は納得できません。是非、次回にこのことに関して、内閣府から発言をいただきたいと思えます。

首藤部会長 それではどうぞ。

坂井総務省国際統計企画官 今回、内閣府は所用があって出られないことを、強く申さなかったのですけれども、先生が御指摘のとおりなので、調査事項のこの部分については、

調査実施者サイドの御説明については、一応御理解いただいたとしても、調査計画全般について利用者側の意見をきちんと確認をとっておくことが、今後の審議の前提となると考えますので、その点は部会長に御相談しますが、この点だけはペンディングでよろしいでしょうか。

廣松部会長代理 はい。

首藤部会長 その点は、次回までに検討いたしますが、次のところに移りたいと思います。

次の「2 調査対象」の論点(1)と(2)につきまして、特に調査対象について、追加で説明する事項があれば、実施者の方から御説明をお願いしたいと思います。

江刺総務省平成24年経済センサス準備室長 調査対象についての論点が二つございませけれども、資料2-4が論点の1点目です。国・地方公共団体の事業所を除外して調査することが妥当かということに関する資料になっています。初めに資料2-4からお話をさせていただきます。

実施概要の説明でも申し上げましたけれども、今回の活動調査におきましては、21年の基礎調査で実施しておりました乙調査、国・地方公共団体の事業所の調査は実施をしないことにしております。

その考え方、理由ですが、(1)から(6)まで掲げさせていただいております。1点目ですが、国・地方公共団体の事業所につきましては、非営利の事業所、それから、料金収入はございますけれども、運営経費の大半を一般財源に依存している事業所がほとんどです。

収益、売上高といった概念で、経済活動を把握できる事業所といたしますのは、一部の地方公営企業等に限られておりますが、そうした公営企業等の経理事項につきましては、地方公営企業法、地方財政法に基づきまして、行政記録情報として毎年入手可能です。これは私ども総務省の自治部局で、毎年決算情報として情報を収集しています。

また、指定管理者制度につきましても、法改正されまして一定の期間が経過しておりますので、民営の事業所に関する調査から把握できる範囲が広がっております。

これまでの事業所・企業統計調査で、乙調査を実施していたわけですがけれども、これについては、もともと母集団整備の必要性を勘案しまして、5年ごとに把握をするという扱いになっております。

基礎調査で既に乙調査を実施しており、基礎調査から2年半後の時点では名簿情報とし



での有益性は劣化していないと判断をしているところです。

また、産業連関表、地方消費税の清算等の結果利用に際しましても、基礎調査で把握した乙調査の結果を用いることで大きな支障は生じないということで関係府省との調整を図らせていただいたところです。

さらに、活動調査におきまして仮に乙調査を実施することにした場合は、平成 18 年の事業所・企業統計調査以降、5 年半の間に 3 回の乙調査を行うことになり、地方公共団体の事務負担が大きくなってしまいうということもあります。

こうした点を勘案いたしまして、今回、活動調査におきましては、国・地方公共団体の事業所は、調査対象から除外をしたということです。

なお、2 番目に書いていますように、活動調査は全産業分野における経済活動を明らかにすることを目的としており、結果利用に資する観点から、活動調査から得られる民営事業所の結果に、行政記録情報、基礎調査の乙調査の結果を加え、従業者数、営業利益、付加価値についての全産業ベースの参考表を別途集計して提供してまいりたいと考えているところです。

資料 2 - 5 につきましても、切らずにやった方がよろしいですか。それとも一旦切った方がよろしいですか。

首藤部会長 一旦ここで切っていただけますでしょうか。

今の調査対象につきまして、国及び地方公共団体の事業所を除外して調査するという御説明をいただきましたけれども、御質問ございませんでしょうか。

( 2 ) のところで、行政記録情報から得られる結果及び基礎調査の乙調査の結果を加えて参考表というのが別途集計されるということですが、タイミングとしては、ほかの一般事業所・企業と同じタイミングで出されるということでしょうか。

江刺総務省平成 24 年経済センサス準備室長 参考表につきましても、公表時期については現在検討中です。ただし、活動調査の速報集計、確報集計いずれもかなり厳しい日程の中で集計・公表していかざるを得ないということで、特に、確報集計におきましては、産業連関表の改定作業に間に合うように結果を提供していくことを考えますと、本来の基本的な集計結果を優先的に公表していくという形になるのではないかと思います。

参考表についてもできるだけ早い時期に公表と思っておりますけれども、優先順位の高い集計結果を公表した後に提供してまいりたいと考えています。

確報集計も含めまして、具体的な公表時期についてはまだ明示できない段階ですので、

提供時期が分かった段階でホームページ等でお知らせしていきたいと考えております。

首藤部会長 いかがでしょうか

廣松部会長代理 私ばかり発言して恐縮ですが、資料2 - 4の御説明はそれでいいと思います。と同時に、これは資料2 - 3の、基本計画にある下の段の行政記録情報等の活用にも関係すると思いますが、確かに経済センサスの立場からいうと、今回は基礎調査の乙調査の対象は、除外するというのですが、それは行政記録情報を使うことによって必要な情報が得られるからということですから、逆にその点をもう少し強調してもいいのではないかと思います。

勿論、今、御説明があったとおり、公表の時期に関しては、まだ検討中ということですから、なるべく早く公表していただくことにして、行政記録情報の活用の、もう一つの具体例ということで挙げておいていただければいいのではないかと思います。

首藤部会長 厚生労働省から、何か御意見はございますか。

秋山厚生労働省賃金福祉統計課課長補佐 特にございません。

首藤部会長 廣松委員の強調された方がいいということは、例えばどこでどういう形で具体的に。

廣松部会長代理 これは直接この経済センサスの審議には関わらないかもしれませんが、統計法の施行状況に関する、審議の中で、行政記録情報の活用が、大変重要なポイントとして取り上げられ、それを委員長談話の中でも公表したわけですから、そういう意味で経済センサスにおいて、既に商業登記簿は利用している。それに加えて今回の厚生労働省の行政記録情報を検討すると同時に、地方公営企業法や地方財政法に基づく行政記録情報も利用するという点を強調すればいいのではないかという趣旨です。

首藤部会長 わかりました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。それでは論点(2)調査対象名簿の作成方法について、基礎調査の結果以外の名簿情報を適切に取り込む計画になっているかについてでございますけれども、御説明をお願いします。

佐々木総務省平成24年経済センサス準備室統括統計官 その論点について、資料2 - 5を用意させていただきましたので、横紙ですけれども、見ていただきたい。よろしいですか。

首藤部会長 はい、お願いします。

佐々木総務省平成24年経済センサス準備室統括統計官 上段の枠は経済センサスが創

設される前の、事業所・企業統計調査の名簿整備の方法です。これまでの調査は、前回の調査結果のみで調査用の名簿を作成しておりました。この名簿に基づきまして、調査員が実査において、該当地域をくまなく巡回して、名簿に記載されていないながら廃業となった事業所を確認するとともに、名簿に記載されていない新設の事業所を見つけた場合は、調査で加えるというサイクルを繰り返して行っておりました。

この方法ですと、新設・開業の事業所の把握というものが、調査員の目視に依存していますので、ここに書きましたとおり、S O H O等の外観から把握が困難な事業所が近年増加をしてきたことが、課題として指摘されているところでございました。

そこで、経済センサスでは下の枠になるわけですが、前回の調査結果だけではなくて、行政記録を活用することを検討いたしました。昨年実施しました基礎調査におきましては、下段の枠にございますように、平成19年の商業統計調査、それから平成18年、19年の工業統計調査のほかに、商業・法人登記簿情報を活用しまして、調査用の名簿を作成いたしました。この際、各調査と商業・法人登記簿情報との重複分をチェックいたしまして、基礎調査の調査用名簿として作成をした経緯がございます。

活動調査では、基礎調査のこの結果のほかに、その後調査されました平成21年の工業統計調査の結果と商業・法人登記簿情報で把握された新設分を加えたもの。更に、労働保険情報を活用して、調査用の名簿を作成することを、今のところ検討しているところです。

具体的には、次の紙を見ていただきたい。この2枚目の縦紙の上段の部分につきましては、先ほどのイメージと同じことを示しております。ここでは、商業・法人登記簿情報の活用方法につきまして、御説明申し上げたいと思います。

活動調査で活用します商業・法人登記簿情報につきましては、平成21年7月分から今年の5月分までを考えております。これは基礎調査が終わった後からということになっております。下段の注1にその活用手順を示しましたので、ご覧いただきたいと思います。

商業・法人登記簿情報については、21年7月以降、四半期ごとに、以下の手順で情報を精査としてありますけれども、登記簿情報は月単位で入手をしておりますが、ある程度データが集まってから、まとめて処理をすることにしております。

その処理の手順につきましては、ここでは平成22年3月分から5月分の四半期分で示しました。それが からの内容です。

は5月分の入手を6月末までにしますということです。 番目は、四半期分をまとめて、3月～5月分のまとまったデータにつきまして、名簿情報として必要な事業内容、あ

るいは支所数などを法人に照会をかけています。これは郵送で送らせていただいて、当然1回で返ってくればいいんですが、1回で返ってこなければまた再郵送で督促をさせてもらうという形になっていきますので、7月分から9月分までと、3か月間ぐらいかかる作業となっております。

その結果、番目ですが、企業から返ってきたデータをもとに、事業内容から産業分類の格付を行うことにしております。この産業構造の格付のレベルは、基礎調査と同じレベルですので、産業小分類の分類格付を行うことにしております。産業小分類の格付ができない場合、疑わしいような場合は、もう一回企業側に照会する形になっていきますので、その作業も11月末ぐらいまでかかると見込んでいるところです。

今までのところは、3月～5月分の説明ですけれど、それ以前、21年7月分から既にもう産業分類の格付が終わったデータがございますので、それらをまとめた形で、番目、基礎調査の結果、平成21年に実施しました工業統計、それからただいま申し上げた登記簿情報のデータを照合、重複是正をして名簿をつくるという形になっております。

ここで「各種データ間の表記に違いがあるため、目視による人手の確認が必要」と書いていますが、このことはどういうことをいっているかといいますと、例えば野辺地先生の子会社の名前を出して申し訳ないですが、太陽ASGという法人の名前になっていきますけれども、例えばASG電気工業という会社があったとすると、それが去年の10月ぐらいに開業しているとしますと、当然、法人登記簿情報にも情報が入っている。また、製造工場ですので、年末に行った工業統計でも把握されている。法人登記簿の方では、ASGと書いてあり、工業統計の方ではエーエスジーと書いてあったとすると、両方とも同じ会社ですけれども、実はそこを機械的に照合しますと、ローマ字とカタカナですから、あたかも違う事業所として認識をしてしまう。そういった表記の違いのところは、最終的にはどうしても目視で確認をしていかなければいけないという手間暇がかかるとことになっていきますので、結果的には来年の5月ぐらいまで、この作業はかかるのだらうと思っているところです。

法人登記簿のデータは、毎月もらっていますし、先ほど申し上げた3月～5月分以降の作業もしておりますので、照合の作業が早く進めば、当然3月～5月から次の四半期分の部分も取り込むことも可能と考えているところです。

注の2つ目、労働保険情報につきまして、ここに含まれます労災保険、雇用保険の労働保険情報につきましては、先ほどコメントを申し上げましたけれども、保険の加入単位ご

とにデータが作成されており、事業所単位であっても、産業ごとにデータが登録されていることをごさいますて、調査上の事業所の定義概念と報告単位が異なるケースもごさいますから、データを精査した上で考えていきたい。

以上が、名簿整理に関する資料の説明です。

首藤部会長 ありがとうございます。それでは、この調査対象名簿の作成方法につきまして、御意見をどうぞ。

菅専門委員 これを拝見しますと、行政記録を活用するベネフィットは非常に大きくて、これまで見つからなかった事業所及び企業を発見できるという、これは絶大な寄与であるということがまず第一。

ただ、一方で、これを見ますと、大変な手間がかかる。つまり、使うまでに登記が終了したのは5月ですが、重複確認も1年くらいの大変な労力がかかる。すなわち、行政記録が入手できればすべてが解決するというものではなくて、むしろ大変な事務負担がかかるのだけれども、それを上回るベネフィットが得られる。一方で、こういう形での確認業務も、今後重視していかなければいけない。

すなわち、特にこの後、労働保険情報などでは、更に困難が予想されるわけですし、これを長い目で見て、手法を開発していかなければいけない。諸外国でもやはり大変苦労してしまっていて、ここにあるとおり、事業所と対応しないので、膨大な調査を別途行わなければいけない。それに対する理解とといいますか、行政記録を使うベネフィットははかりしれない。一方でそれを使うために、追加的な調査を更にやらなければいけない。そのことへの理解がやはり必要で、この場合ですと、平成23年5月でなく、もっと先までやればいいのかと、一見思われるかもしれないけれども、これは大変なこととして、ぎりぎり引っ張ってここまでであると理解をすべきであろうと思います。

その意味で、是非行政記録を活用するのはどれだけ大変かということに関して、理解といたしますが、それでもやるべきだとは思いますが、協力をする。

特に、今後、労働保険を使うに当たっては、当然のことながら、これだけ法人登記簿情報も大変だったわけですから、関係機関に更なる協力といたしますか、やりやすい環境を、是非御配慮いただきたいと思えます。

野辺地専門委員 登記されている事業所とされていない事業所ということを考えると、小さな出張所みたいなところは、支店登記もされていないですし、なかなか把握するのは難しいという中で、何が一番そういうのを反映しているかというと、郵便が届かないと困

るから、郵政のところでは多分登録してある。ただ、それが入手できるかという問題はあ  
るでしょうし、電話番号帳にいろいろなそういう住所とか出張所が入っている。ですから  
電話とか郵便というのは、使わないと困るから、ビジネスをやっているところは、何らか  
の形で関わりがある。それをどういった形で、参考に使えるかということも研究してみ  
るといいかなという気が、少しいたしました。

以上です。

首藤部会長 この点について、調査実施者の方、何か御意見ございますでしょうか。

岩佐総務省経済基本構造統計課長 行政記録の活用については、基本計画を策定する時  
に、さまざまな議論をいただきまして、まずは登記情報を、それから雇用保険ですとかと  
E D I N E T の情報を活用するというので、できるだけそれらの情報が基礎調査、活動  
調査で活用できるようにということだと思っております。さまざま活用できる行政記録が  
あると思いますし、ビジネスレジスターの整備の中で、いろいろな統計調査で把握される  
新規事業所のデータも、今後得られると思っております。

今、委員が御発言いただいたような点についても、当然有益な情報だと思っております  
けれども、先ほど菅先生の方からありましたけれども、一つ一つの作業の精査や取入れに  
ついては非常に難しい問題がございまして、まず登記情報を今回の基礎調査からやらせて  
いただきましたが、精査に非常に時間がかかっております。

次に雇用保険ということですが、非常に難しい問題もはらんでおりますので、いろい  
ろな情報をどのように活用できるかということは、今後も考えていきたいと思えます。

首藤部会長 ほかに御意見ございませんか。

それでは、時間を5分ほど過ぎましたので、まとめさせていただきます。本日の審議は  
これまでとさせていただきます。

全体のまとめですけれども、基本計画につきましては、実施者の対処としては、問題な  
いけれども、次回、内閣府の対応についての説明をしていただきたいという御要望がござ  
いました。そのように、内閣府に申し入れていきたいと思えます。

調査事項に関しましては、全産業についての具体例をまとめておいてほしいという、廣  
松委員からの御要望がございましたので、これについて検討させていただきたいと思いま  
す。

調査対象期間ですけれども、これについて、周知徹底をしてもらいたいという御意見が  
廣松委員と近藤委員、西郷委員からございました。そのように考えていきたいと思えます。

調査対象ですけれども、地方公共団体等を排除することは、問題ない。特に行政記録情報を活用することについては、統計委員会の1つの重要な方向でもございますし、今回の経済センサス活動調査の実施に関しても、この点を強調しておいた方がいいのではないかという御意見がございました。

菅委員の方から、行政記録の活用のコストベネフィットを十分に理解していただくように努力する必要がある。非常に活用のベネフィットは大きいけれども、実際に利用するまでのコスト、例えば人的な能力及び時間ですね。非常に膨大なものがかかるけれども、一度活用することによって、非常に精度の高い統計が得られるのではないかとということでもございました。

今の登記情報の活用、その他労働保険、E D I N E T等の活用に関しては、今後、事業所母団のデータベースについての対応として検討していったらどうかという御意見がございました。

以上でございますが、今回は一応実施者の御説明をいただいて、委員の皆様及び協力者の皆様から御意見をいただきました。

一番大きな項目については、当初に内閣府からきちんとした立場で対応を御説明いただきたいということでしたので、次回に続きその点について、検討したいということでもよろしいでしょうか。

(委員了解)

首藤部会長 それでは、活動調査は、今日の議論でもよくわかりましたが、短い限られた時間で大変な議論を要するということですので、審議を効率的に行うために、調査事項及び集計事項の詳細な部分については、一つ一つ御指摘をいただきますと、時間が足りなくなる可能性がありますので、お気づきの点がありましたら、あらかじめ事務局の方にメール等で御連絡をいただくと幸いです。

今日の論点及びその後のメール等で御指摘いただきましたことにつきましては、事務局で取りまとめた上で、調査実施者の方で、御指摘に対する回答を作成していただいて、次回の部会の資料として提出させていただくという方法をとりたいと思います。

来週は4時間にわたるそうですので、是非効率的に審議が進められるよう、御協力をお願いしたいと思います。

次回の部会日程につきまして、事務局の方から御連絡をお願いします。

宮内総務省副統計審査官 次回の部会につきましては、11月8日月曜日、1時半から、

本日と同じ総務省第2庁舎6階特別会議室において開催する予定としております。

先ほど部会長からお願いがありました御質問等につきまして、次回部会において必要な資料等もありましたら、10月29日までにメール等によって、事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。

本日の配布資料につきましては、次回以降の部会についても、審議資料として利用いたしますので、御持参いただきますようお願いいたします。

なお、委員及び専門委員の方々については、もしお荷物になるようでしたら、席上に置いていただければ、事務局で次回、用意させていただきますので、よろしく願いいたします。

首藤部会長 それでは、10分ほど時間を超過してしまいましたけれども、本日の部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。